

【報告事項】

1 永年勤続者等表彰式の実施について

（警務部）

警察本部から「7月7日、博多サンヒルズホテルにおいて実施する。出席者は、30年勤続、20年勤続、優秀警察職員及び実務成績優秀警察職員表彰の受賞者としている。」旨の報告があった。

2 夏季における性犯罪等予防対策の強化について

（生活安全部）

警察本部から「性犯罪は、例年夏季に増加する傾向にあることから、7月1日から8月31日までの間、重点的に性犯罪及び脅威事犯の予防対策に取り組んでいく。推進事項については、性犯罪等を発生させないための活動の推進、性犯罪等の被害防止に向けた対策・広報啓発の推進及び発生実態に応じた性犯罪等の起きにくい環境整備の推進としている。期間中の主な取組としては、県警察音楽隊と連携したキャンペーンを実施するほか、テレビを活用した広報啓発、学校や企業等に対する防犯講話を実施することとしている。」旨の報告があった。

公安委員から「脅威事犯とはどのような犯罪をいうのか。」旨の発言があり、警察本部から「声掛け、つきまとい、盗撮、卑わいな言動、色情盗等をいう。」旨の説明があった。

公安委員から「性犯罪の中で発生が多いのはどのような事案か。また、加害者に特徴的傾向はあるか。」旨の発言があり、警察本部から「性犯罪等に関しては、スマートフォンの普及に伴い、盗撮事案が多く、加害者としては常習的な者が多い。」旨の説明があった。

3 非行グループによる窃盗事件の検挙等について

（生活安全部）

警察本部から「粕屋警察署及び少年課は、糟屋郡及び周辺地区の非行少年を中心とするグループが、令和6年5月以降、オートバイ盗や万引きのほか、警察に対する威力業務妨害等、多数の犯罪を敢行したとして、昨年8月に威力業務妨害で糟屋郡志免町居住の16歳の少年を逮捕したほか、令和6年7月から令和7年6月までの間、窃盗、傷害等64件で、同少年を含む11人を逮捕、25人を任意送致等し、同グループを解体した。」旨の報告があった。

公安委員から「このような事件はほかにも発生しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「本件以外でも実際に捜査中の事件もある。最近はSNSを通じてグループ化する傾向があり、そのようなグループを各警察署で把握して警察本部少年課と連携して取締りを強化して

いる。」旨の説明があった。

公安委員から「以前のように、大人数の非行少年グループが存在しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「警固界限やト一横等が注目されがちであるが、今でも地域には非行少年グループが複数存在しており、本件と似たような事案も散発的に発生している。引き続き、少年の補導・検挙と立ち直り支援を推進していく。」旨の説明があった。

4 北九州市小倉北区において発覚した死体遺棄事件被疑者の再逮捕（殺人）について

（刑事部）

警察本部から「小倉北警察署及び捜査第一課は、5月21日以降、逮捕していた死体遺棄事件被疑者2人について、4月17日頃、北九州市内又はその周辺において、殺意を持って、被害者の頸部を圧迫して殺害したとして、6月11日に再逮捕した。」旨の報告があった。

5 公職選挙法違反事件の検挙について

（刑事部）

警察本部から「田川警察署、八幡西警察署及び捜査第二課は、3月30日施行の大任町長選挙において、立候補した候補者を当選させる目的で、同月26日、田川郡大任町内において、選挙人に対し、候補者のために投票をしたことの報酬として、現金3万円を供与した等の公職選挙法違反事件について、同候補者の選挙運動者であった同町居住の会社役員の男性を6月18日逮捕し、被買収者である同町居住の2人を任意送致した。」旨の報告があった。

6 第27回参議院議員通常選挙違反取締本部の設置について

（刑事部）

警察本部から「6月23日、警察本部に警察本部長を長とする選挙違反取締本部を設置するとともに、県下36警察署にも同取締本部を設置し、所要の取締り体制を確立した。今後は、選挙の公正の確保、正当な選挙運動の自由の確保及び悪質な選挙犯罪の検挙を基本方針とし、不偏不党かつ厳正公平な取締りに努めていく。」旨の報告があった。

7 北九州市における繁華街魅力づくり推進協議会の開催について

（暴力団対策部）

警察本部から「本協議会は、地元関係者、行政及び警察が一堂に会して、繁華街における問題意識を共有し、北九州市にふさわしい健全で魅力あふれる繁華街を作り出すことを目的に、

県警察繁華街創生プロジェクトが発足した平成27年から開催しているものである。本年は、7月2日に八幡西区、7月11日に小倉北区において開催する。」旨の説明があった。

公安委員から「平成27年から10年以上にわたって継続してきたことにより、地域住民の方が安心して歩ける街になってきている。引き続き、活動をよろしく願います。」旨の発言があった。

8 警察通訳体験会の実施について

(暴力団対策部)

警察本部から「本体験会は、大学・専門学校に在籍する学生等を対象に、警察の通訳業務に対する理解と関心を深めてもらうとともに、語学力や国際感覚を有する優秀な人材の確保を図ることを目的に実施する。6月28日に博多警察署、7月5日に小倉北警察署で実施し、対象言語は、語学専門捜査官の採用対象言語である英語・中国語・韓国語の三言語である。語学専門捜査官による通訳業務の説明、通訳体験及び座談会による意見交換を予定しており、現時点、約60人の応募を受理している。」旨の報告があった。

公安委員から「参加条件として、TOEIC等の資格は必要になるのか。」旨の発言があり、警察本部から「資格条件は設けていない。」旨の説明があった。

9 夏の交通安全県民運動の実施に伴う警察活動の強化について

(交通部)

警察本部から「7月10日から19日までの10日間、夏の交通安全県民運動を機に県民一人一人が、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することで交通事故の防止が図れるよう警察活動を強化する。運動の重点は、飲酒運転の撲滅、子どもと高齢者の交通事故防止及び自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底としている。」旨の報告があった。

公安委員から「取締りの前に注意をしてもらえないかといった県民の声も聞かれるが取締りに関する事前の広報はしているのか。」旨の発言があり、警察本部から「特に交通事故が多い交差点付近など、危険性が高い場所に関しては集中的な取締りを実施しており、広報も実施している。今後も継続して交通事故の分析結果に基づいた取締りと並行して広報も実施していく。」旨の説明があった。

公安委員から「県民からの声の中には「点数稼ぎの取締りをしているのではないか。」等と批判的なものもある。」旨の発言があり、警察本部から「突出して取締り件数が多い場所に関

しては、適切に取締りがなされているのか、警察本部でしっかりと確認するとともに、そのような場所については、多くの場合、注意喚起やより安全で円滑な道路環境にしていくという取組も必要であることから、今後も、各警察署等の取締り状況等を警察本部でしっかりと点検し、必要な措置を講じていきたい。」旨の説明があった。

10 博多祇園山笠の開催に伴う警察措置について

(警備部)

警察本部から「博多祇園山笠は、博多三大祭りの一つで、7月1日から15日までの15日間をかけて関連行事が執り行われ、期間中は約300万人の人出が見込まれている。主催である博多祇園山笠振興会による自主警備を基本としながら、博多警察署及び中央警察署は、署長を長とする署警備本部を設置し、所要の対策を実施することとしている。」旨の報告があった。